

岩手県告示第393号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北農政局和賀中央農業水利事業所長から次のとおり通知があった。

令和5年7月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 北上市及び花巻市
- 2 公共測量を実施する期間 令和5年4月14日から同年12月15日まで
- 3 実施する公共測量の種類 用地測量